

学校において予防すべき感染症と出席停止の基準

一覧にあげた疾患は「学校において予防すべき感染症」です。

感染拡大防止のため学校保健安全法（第 19 条）により学校長は出席停止の措置を講ずることとされており、出席停止期間は欠席日数には含みません。

1. 学校において予防すべき感染症と診断された場合は学校（担任）に連絡をしてください。
2. 治癒後、登校を再開する際には以下の書類を学校（担任）へ提出してください。
（ホームページよりダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、担任へお申し出ください。）
 - ・インフルエンザ ⇒ 『治癒報告書』 受診結果を保護者が記入してください。
 - ・新型コロナウイルス感染症 ⇒ 『出席停止期間終了報告書』 受診結果を保護者が記入してください。
 - ・上記以外の感染症 ⇒ 『登校許可書（治癒証明書）』 医師に記入していただいでください。

※「その他の感染症（感染性胃腸炎や手足口病、溶連菌感染症など）」は、必ずしも出席停止となる感染症ではなく、地域の流行状況にもよるため、主治医から登校を控えるよう指示があった場合に出席停止の対象となります。
3. 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱 ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、 鳥インフルエンザ（型が H5N1、H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）⇒	治癒するまで出席停止
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 その他の感染症（※）	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	（※）必要があるときに限り、学校長が学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置を講ずることができる感染症であり、必ず出席停止を行うべきというものではない。 感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・带状疱疹・手足口病などがある。	